島根県内の建設業経営者・人事労務担当者の皆様へ

利用無料

中小建設業の人材確保のための

雇用管理改善個別相談のご案内

～中小企業診断士、社会保険労務士などの専門家が御社へお伺いします～

事務局：株式会社 社長室　　後援：一般社団法人島根県建設業協会

内　容

平成２９年度島根労働局委託事業「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業」の取り組みの一環として。

人手不足、人材採用・確保への対応のため職場環境改善、各種制度整備、助成金活用を検討されている事業所様へ中小企業診断士、社会保険労務士などの専門家がお伺いし、下記の雇用管理制度改善のお手伝いを致します。

雇用管理制度の事例（下記以外のものでも対応可能な場合があります）

評価・処遇制度
人事評価制度、賃金制度、退職金制度、正社員転換制度、定年延長制度

研修体系制度
教育訓練計画、職種別・階層別研修、社内検定制度、技能検定等試験受験の補助

健康づくり制度
人間ドック、腰痛健康診断、インフルエンザ予防接種

休暇・労働時間制度
所定労働時間の短縮、所定外労働時間の削減、介護・育児休業・短時間勤務制度

業務管理・組織管理・人間関係管理制度
社内報、朝礼、メンター制度、表彰制度、提案制度

福利厚生制度
財形福祉、共済制度、慶弔金，レクレーション、定年退職前教育　　等々

雇用管理改善個別相談の流れ

①事務局へ電話、FAX、e-mail でお申し込み下さい（連絡先、申込み用紙は次頁に掲載）

⇩

②後日、事務局より連絡の上、訪問日時を調整します

⇩

③事業所様へ専門家が訪問の上、相談に対応します（１回２時間程度を目安に複数回可能です）

対象事業者

島根県内に事業所を置く建設業（設備工事業含む）
建設業許可を取得している事業所であれば、対象となる場合がありますので、事務局まで問合せ下さい。

申込み期間

平成２９年８月１日（火）～１１月３０日(木)

本個別相談に関する問い合わせ先

事務局：株式会社　社長室（担当：山本・井脇）
TEL0852-28-1600　FAX0852-28-1602
〒690-0048 松江市西嫁島１－４－５
Ｅメール　koyou@shachoshitsu.jp

中小建設業の雇用管理改善個別相談申込書

事務局:株式会社 社長室 行

(FAX:0852－28－1602)

事業所名			
所在地	〒		
TEL		FAX	
担当者氏名	（お役職　　）		
相談希望日時（第１希望）	月　　日　　時頃		
相談希望日時（第２希望）	月　　日　　時頃		

＊申込み受領後、事務局より改めて相談日について連絡致します。
＊ご提供頂いた個人情報は、本島根労働局委託事業に関する情報提供のみに使用し、その他の目的では使用しません。